

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者 ・上越市に住民登録があり、市長が行う任意の予防接種の対象者及び既接種者 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、接種勧奨・接種履歴の記録及び台帳管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	<p>[50項目以上100項目未満] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報</p> <p>[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報</p> <p>[] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p>[] 災害関係情報</p> <p>[] その他 ()</p>
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 識別情報 対象者を正確に特定し、接種履歴及び台帳管理するため。 2. 連絡先情報 接種勧奨対象者や、健康被害の対象者、予防接種法の長期療養の特例措置対象者等に速やかに連絡するため。 3. 健康・医療関係情報 予防接種履歴管理及び接種勧奨のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康子育て部 健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人									
	[○]評価実施機関内の他部署	(市民課、税務課、福祉課、国保年金課)								
	[]行政機関・独立行政法人等	()								
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人	(県、他市町村)								
	[○]民間事業者	(予防接種を実施している医療機関・医師会)								
②入手方法	[]その他	()								
	[○]紙	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ								
	[]電子メール	[]専用線 [○]庁内連携システム								
	[○]情報提供ネットワークシステム									
	[○]その他	(ワクチン接種記録システム(VRS))								
③使用目的 ※	接種履歴を正確に把握し、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給。									
④使用の主体	使用部署	健康子育て部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ								
	使用者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[50人以上100人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>1. 4情報の組み合わせをキーに予防接種情報の検索を行う。 2. 本人の住民情報をもとに定期接種対象者であるか確認を行う。 3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。 6. 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図るため使用する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> -当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 -当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</p>									
情報の突合	<p>氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関する同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>									
⑥使用開始日	平成28年1月1日									

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	予防接種業務電算処理		
①委託内容	健康かるてV7運用支援保守		
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 電算		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約後に、再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。	
	⑥再委託事項	健康かるてV7運用支援保守	
委託事項2~5			
委託事項2	VRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	・番号法 別表第二 第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者
⑥提供方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5	
提供先2	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))</p>
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙		
⑦時期・頻度				

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>データセンター内サーバにて保管。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
--------	---

7. 備考

<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>(クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。)</p>

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

個人番号<、宛名番号>、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号<、整理番号>、異動日、情報提供等の記録等、電話番号<、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)>

予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考<、製品名><、証明書ID><、証明書発行年月日>)

<各予防接種ごとの共通項目>

- (1)BCG
- (2)水痘 1回目、2回目
- (3)不活化ポリオ 1回目、2回目、3回目、追加
- (4)生ポリオ 1回目、2回目
- (5)三種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (6)四種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (7)二種混合
- (8)MR 1期、2期、3期、4期
- (9)麻しん
- (10)風しん
- (11)日本脳炎 1期(1回目ワクチン名、2回目ワクチン名、追加ワクチン名)、2期ワクチン名
- (12)ヒブ 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (13)小児用肺炎球菌 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (14)子宮頸がんワクチン ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (15)高齢者インフルエンザ
- (16)高齢者肺炎球菌
- (17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (18)ロタウイルス(1価) 1回目、2回目
- (19)ロタウイルス(5価) 1回目、2回目、3回目
- (20)新型インフルエンザ等

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報管理ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台帳管理において、対象者データ抽出時には、当該対象者及び必要な情報のみを抽出している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置

定期接種の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。

2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応

接種券の基本情報を台帳と照合することにより個人の特定を行い、個人番号カード等による本人確認の徹底に努める。

3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置

特定個人情報ファイルはシステム的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要のない情報との紐付けができないよう制御を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用職員を特定し、当該職員のID/パスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 			
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>				